

亀山市告示第66号

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市予防接種県外接種費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
	区分	助成金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)		区分	助成金の額 (消費税及び地方消費税を含む。)
ロタウイルス	乳児 5価経口弱毒生ロ タウイルスワクチ ン (ロタテック)	<u>12,496円</u>	ロタウイ ルス	乳児 5価経口弱毒生ロ タウイルスワクチ ン (ロタテック)	<u>11,891円</u>
	乳児 経口弱毒生ヒトロ タウイルスワクチ ン (ロタリックス)	<u>17,523円</u>		乳児 経口弱毒生ヒトロ タウイルスワクチ ン (ロタリックス)	<u>16,918円</u>
B型肝炎	乳児	<u>9,125円</u>	B型肝炎	乳児	<u>8,520円</u>
	長期疾患：幼児	<u>7,695円</u>		長期疾患：幼児	<u>7,090円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>6,320円</u>		長期疾患：児童・ 生徒	<u>6,265円</u>
H i b感 染症	乳幼児	<u>11,407円</u>	H i b感 染症	乳幼児	<u>10,802円</u>
	長期疾患：児童 (10歳未満)	<u>8,602円</u>		長期疾患：児童 (10歳未満)	<u>8,547円</u>
小児用肺 炎球菌	乳幼児	<u>14,773円</u>	小児用肺 炎球菌	乳幼児	<u>14,168円</u>
	長期疾患：児童 (6歳未満)	<u>11,968円</u>		長期疾患：児童 (6歳未満)	<u>11,913円</u>
水痘	乳幼児	<u>11,803円</u>	水痘	乳幼児	<u>11,198円</u>
	長期疾患：児童・ 生徒	<u>8,998円</u>		長期疾患：児童・ 生徒	<u>8,943円</u>
BCG	乳児	<u>12,353円</u>	BCG	乳児	<u>9,823円</u>
	長期疾患：幼児	<u>10,923円</u>		長期疾患：幼児	<u>8,393円</u>

		(4歳未満)			(4歳未満)
DPTー	乳幼児	<u>14,003円</u>	DPTー	乳幼児	<u>13,398円</u>
IPV	児童	<u>11,198円</u>	IPV	児童	<u>11,143円</u>
4種混合			4種混合		

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。